

役場窓口での

各種手続きのご案内です。

不明な点がありましたら、

お気軽に職員へお声かけください。



【令和7年度版】

◇棚倉町役場本庁舎所在地

〒963-6192

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33

	
ホームページ	LINE
	
フェイスブック	Instagram
	
YouTube	問い合わせメール

棚倉町行政ガイドブック

住民課 P1～10

戸籍・住民異動・証明

マイナンバーカード・印鑑登録

防災・ごみ・ペット

国民健康保険・国民年金・

後期高齢者医療・健やか子育て医療・

重度心身障害者医療

健康福祉課 P10～13

障がい者福祉

母子福祉・児童手当

困ったとき・社会福祉

税務課 P14～15

税金・納税

上下水道課 P16～17

上水道・下水道

子ども教育課 P18～19

幼稚園・保育園

小学校・中学校

子どもセンター P19

保健福祉センター P20～22

介護保険

在宅福祉サービス・介護予防事業

健康・母子・予防接種

子育て世代包括支援センター P23

生涯学習課 P24～26

スポーツ施設・町立図書館

文化センター（倉美館）

八槻家住宅・棚倉町茶室

整備課 P27

道路・公園・町営住宅

議会・選挙 P28

産業振興課 P29

商工業・雇用・農業

地域創生課 P30～32

結婚支援・空き家・定住・観光

文化財 P33

役場各課の電話番号 P34

戸籍の届出

お問い合わせは 住民課 住民係まで ☎33-2116 カウンターNo.①

戸籍の窓口では「本人確認」が必要です

◆戸 籍（届出先：住民課 住民係）

戸籍は、あなたが日本国民であることを公証し、さらに夫婦（及び親子）を単位として、あなたの出生から婚姻・死亡など一生の身分上の変動を、統一的に記録した大切な公文書です。

◆戸籍の届出（種類と方法）

	届出期限	届出人	届出先	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母	父母の本籍地、所在地、出生地のいずれかの役所	●届出書 1 通 ●母子健康手帳 ●金融機関の通帳(口座のわかるもの)
死亡届	亡くなった日から7日以内	同居の親族、同居していない親族など	死亡者の本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかの役所	●届出書 1 通 ※埋火葬許可申請の手続きも同時に行います。
婚姻届	届出日から効力が生じます	夫と妻 （証人2人の署名が必要です）	夫か妻の、本籍地または所在地の役所	●届出書1通 ●国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ●身分証明書（運転免許証等） ●マイナンバーカード（お持ちの方） ※婚姻届をしても住所は変更されませんので、別に住所変更届出が必要です。
離婚届	同上 裁判・調停のときは確定の日から10日以内	夫と妻 （証人2人の署名が必要です 裁判、調停の場合は証人は不要です）	夫か妻の、本籍地または所在地の役所	●届出書 1 通 ●国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ●身分証明書（運転免許証等） ●マイナンバーカード（お持ちの方） ※離婚届をしても住所は変更されませんので、別に住所変更届出が必要です。
転籍届	本籍地を移すとき	夫と妻	本籍地、所在地または転籍地の役所	●届出書 1 通

※戸籍法および戸籍法施行規則の一部改正により、各届出の際の戸籍謄本の提出が原則不要となりました。

※届出人の印鑑は、戸籍法施行規則の一部改正により戸籍届出時の押印が不要になり、届出人の署名だけで届出できる取扱いに変更されました。なお、引き続き届出人の意向により任意に押印することは可能です。

その際は印鑑を持参してください。

※その他の届出には、認知届・養子縁組届・入籍届・分籍届・死産届などがあります。詳しくは住民課住民係までおたずねください。

※届出期限が定められている届出について期限を過ぎた場合は、法の定めにより過料罰に処せられます。

◆転入者のみなさんへ◆

お子様のご誕生、おくやみについては、届出から2か月後に「広報たなぐら」に掲載しています。

掲載を希望されない場合は、地域創生課（☎33-2112）までお申し出ください。

住民異動の届出・証明

お問い合わせは 住民課 住民係まで ☎33-2116 カウンターNo.①

棚倉町に住所のある人はすべて住民票に記録されています。この記録は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、子どもの入学などの基礎となるものです。

住所や世帯の構成に変更があったときは、必ず届出をしなければなりません。

転入・転出届における届出人の本人確認を行っています

●本人確認の方法

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等、官公署が発行した顔写真入りの身分証明書

届出人→本人または世帯員

○他の市町村から転入してきたとき

	届出期限	届出に必要なもの
転入届	住みはじめた日から14日以内	●転出証明書 〔前に住んでいた市町村で発行したもの〕 ●身分証明書（運転免許証）等 ●マイナンバーカード（お持ちの方）

○他の市町村へ転出するとき

	届出期限	届出に必要なもの
転出届	引っ越し予定の14日前から、引っ越した日から14日以内	●国民健康保険被保険者証等（加入者のみ） ●身分証明書（運転免許証）等 ●マイナンバーカード（お持ちの方）

○町内で住所が変わったとき

	届出期限	届出に必要なもの
転居届	引っ越した日から14日以内	●国民健康保険被保険者証等（加入者のみ） ●身分証明書（運転免許証）等 ●マイナンバーカード（お持ちの方）

○世帯主や構成が変わったとき

	届出期限	届出に必要なもの
変更届	変更の日から14日以内	●国民健康保険被保険者証等（加入者のみ） ●身分証明書（運転免許証）等

○世帯主が変わったとき→世帯主変更届

- ・世帯を分けたとき→世帯分離届
- ・世帯を一つにしたとき→世帯合併届

※以上のような届出について届出期限を過ぎた場合や偽りの届出があった場合は、法の定めにより過料罰に処せられることがあります。

○戸籍謄抄本・住民票の請求

窓口での本人確認が必要となっています

住民課窓口にある用紙に必要事項を記入して請求します。

本人以外の方が住民票や戸籍謄抄本などの請求をするときは、委任状が必要となる場合があります。また除かれた戸籍（除籍）謄本などの請求については、記載されている人の直系親族の他、司法書士、弁護士といった特定の職業以外の人には事由により交付できない場合があります。

また、広域交付が始まり、本籍以外の市区町村でも戸籍の取得ができるようになりましたが、代理人等（委任状）での請求はできません。

詳しくは住民係へお問い合わせください。

○証明書の種類と手数料

種 類	手数料
戸籍謄抄本	1通 450円
除籍謄抄本	1通 750円
原戸籍謄抄本	1通 750円
届出受理証明書	1通 350円
戸籍附票の写し	1枚 200円
住民票の写し	一部の写し 1通 200円
	全員の写し（5人まで） 1通 200円 ※6人以上は5人毎に200円加算
印鑑登録証	1枚 200円
印鑑登録証明書	1通 200円
マイナンバーカードの再交付	1枚1,000円（カード800円+電子証明200円）
諸証明（身分証明など）	1通 200円
自動車臨時運行許可証	1通 750円

●代理人のときは、委任状・代理人の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

○各種証明書の支払いは、電子決済が便利です

住民係で発行するすべての証明書で、「クレジット払い、電子マネー払い、QRコード払い」が利用できます。

マイナンバーカード

お問い合わせは 住民課 住民係まで ☎33-2116 カウンターNo.①

コンビニで各種証明書がとれます

◆取得できる証明書

取得できる証明書と手数料

住民票の写し	200円	住民票コード及び個人番号記載のものは交付できません。
印鑑登録証明書	200円	本人のみ
所得課税証明書	200円	本人のみ（直近3年分）
納税証明書	200円	本人のみ（直近5年分）

※暗証番号を3回間違えるとコンビニ交付サービスが利用できなくなります。暗証番号の再設定、コンビニ交付サービスの再開手続きなどは、住民課窓口で行います。

◆利用できるコンビニ

全国のセブンイレブン
ローソン
ファミリーマート

◆利用時間

午前6時30分～午後11時
※12月29日～1月3日は利用できません。

◆マイナンバーカードの申請方法

住民課窓口で専用のタブレット端末機を使用して、写真撮影からオンライン申請まで一連の支援を行っております。

また、国（地方公共団体情報システム機構）から送付された「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入のうえ、写真を貼付し、地方公共団体情報システム機構へ郵送することができます。

ご自身のスマートフォンやパソコンからも申請できます。

申請書を失くした方は、住民課窓口で再度交付することができます。

詳しくは住民係までお問い合わせください。

送付先

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局

郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター

マイナンバーカードは公的な身分証明書として利用できます

表面は、公的な証明書として利用でき、裏面は、マイナンバー（個人番号）を確認できます。



マイナンバーカードを紛失した場合は、直ちに以下の電話番号（365日 24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。通話は無料で、外国語にも対応しています（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）。

マイナンバーカード総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

（音声ガイダンス2番をお選びください。）

◆マイナンバーカードを使って

引っ越し手続き

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル（アプリを取得）より自宅で転出等の手続きができます。転入した先の市区町村役所においては窓口の申請が必要です。

※転入の際は数字とアルファベット大文字を組み合わせた6～16桁の暗証番号と数字4桁の暗証番号が必要です。

印鑑登録 カウンターNo.①

お問い合わせは
住民課 住民係まで ☎33-2116

印鑑登録とは、登録した本人の印鑑であることの認証を町長に求めるために、個人の印鑑を棚倉町に登録することです。

◆印鑑登録のできる方

印鑑登録ができるのは、住民登録をしている15歳以上の人了。

(成年被後見人はできません)

◆印鑑登録の方法

①本人が、登録する印鑑と本人であることを証明できるものを持参したとき

その場ですぐ登録できます。

本人であることを証明するものとは、官公署が発行した、本人の写真が付いた運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなどです。

②本人であることを証明するものがないとき

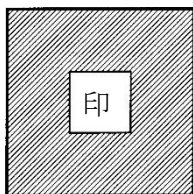
保証人をつけて申請すればその場ですぐ登録できます。

保証人とは、棚倉町に住民票があり、印鑑登録をしている人です。登録した印鑑とカードが必要です。

③やむをえない事情で、本人が窓口に来られないとき(代理人が来たとき)

本人あてに、登録意思の確認をするための照会書を郵送し、本人が署名した回答書を代理人が持参したときに登録できます。代理人選任届と代理人の印鑑が必要です。

◆登録できる印鑑



- ◆大きさ 1辺が8mmを超え、25mmを超えないもの
- ◆材質 変形・破損しにくく、印影を鮮明に表せるもの
- ◆印影 氏名または氏名の一部を組み合わせたもの

◆登録できない印鑑

- ・ゴムやプラスチック製(機械的に成形加工)のもの
- ・ふちや印影の一部が欠けているもの
- ・氏名以外の文字・模様のあるもの
- ・世帯の人と同じ印影のもの

◆マイナンバーカードをお持ちの方

希望する方には、マイナンバーカードに印鑑登録情報を記録しますので、ご持参ください。

登録がおわると、マイナンバーカード1枚で役場の窓口のほか、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートのマルチコピー機で印鑑登録証明書が取得できます。

◆印鑑登録の変更と廃止

実印が不要になったり、実印を紛失してしまったときは、実印の廃止届が必要です。印鑑登録した人が死亡又は町外に転出したときは、死亡届、転出届によって登録は自動的に廃止されます。

変更と廃止の内容	届出に必要なもの	届出人
新しく印鑑を登録するとき	●登録する印鑑 ●身分証明書(免許証など) ●マイナンバーカード(お持ちの方)	本人または代理人
印鑑登録証をなくしたとき	●登録する印鑑 ●身分証明書(免許証など)	
印鑑登録を廃止するとき(印鑑の亡失・改印を含む)	●新しく登録する印鑑 ●印鑑登録証、マイナンバーカード(お持ちの方) ●身分証明書(免許証など)	
再登録をするとき	新規に登録するときと同じもの	

外国人の方の住民登録 カウンターNo.①

お問い合わせは
住民課 住民係まで ☎33-2116

- 平成24年7月9日から、外国人の方も住民基本台帳法の適用対象になり、日本人と同様に住民票が作成され、住民票の写し等の交付を受けることができます。

- 他の市区町村へ転出するとき、また、町内で住所異動をする場合は、手続きが必要です。

※3か月を超えて在留する外国人の方が対象です。

防 災

カウンターNo.②

お問い合わせは

住民課 消防環境係まで ☎33-2116

○防災・災害対策

●棚倉町防災マップについて

災害のおそれまたは災害発生時の避難場所・避難所のほか、洪水ハザード情報や土砂ハザード情報、ため池浸水エリア等が記載された「棚倉町防災マップ」を住民課窓口で配布しています。

●防災行政無線について

町の緊急災害情報、行政情報などを発信する防災無線放送を室内で聞くための戸別受信機を住民課の窓口で貸し出しています。転入・転出・転居などで、戸別受信機が必要・不要になったとき、または故障したときは住民課までお越しください。

○火災予防

●消火器の設置について

万が一の火災に備え消火器設置を推奨します。被害を最小限に抑えるためには初期消火が重要です。

●住宅用火災警報器の設置について

住宅用火災警報器の設置は、平成23年6月1日から完全義務化されています。未設置世帯は早期の設置をお願いします。また、10年以上経過した警報器は本体交換をお勧めします。

交通安全

カウンターNo.②

お問い合わせは

住民課 消防環境係まで ☎33-2116

○チャイルドシートの着用について

6歳未満のお子さんを車に乗せるときには、チャイルドシートを着用させなければなりません。住民課の窓口では、最長1年契約でチャイルドシートの貸出を行っています。台数に限りがありますので、貸与希望の方は住民課まで事前にお問い合わせください。

○自転車の利用について

●福島県では、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。万が一の事故に備えて自賠責保険に加入しましょう。

●令和6年11月から、道路交通法の改正により自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。自転車のながらスマホ、酒気帯び運転および幫助は絶対やめましょう。

ご み

カウンターNo.②

お問い合わせは

住民課 消防環境係まで ☎33-2116

東白クリーンセンターまで ☎43-0378

○ごみは、指定の袋で分別して、必ず氏名を記入して出してください。

○ごみの収集日等及び分別は「ごみ収集日程表」「ごみ分別ガイドブック」を住民課窓口で配布しています。

○ごみを自宅で焼却することは、法律で禁止されています。素掘りした地面やドラム缶等での野焼きは絶対にしないでください。

○令和6年4月より毎月第2・第4日曜日のごみの直接搬入が予約制になりました。詳しくは「ごみ分別ガイドブック」をご確認ください。

ペット

カウンターNo.②

お問い合わせは

住民課 消防環境係まで ☎33-2116

○犬を飼う場合は町への登録が義務づけられています。生後91日以上の子犬は、必ず登録申請をしてください。（登録料3,000円）

●飼育場所の内外は常に清潔にし、昆虫や悪臭の発生防止に努めましょう。

●散歩の際は、ビニール袋等を持参し、犬のふんは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

●放し飼いは固く禁止されています。訪問者などに危害や恐怖心を与える飼い方はしないでください。

○年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。毎年5月に、町と獣医師会が日時・場所をきめて定期集合注射を実施しますので、ご利用ください。

●動物病院等で注射を受けた場合は、獣医師が交付した証明書を持参のうえ、住民課で「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。（手数料550円）

●犬が死亡した場合や、所有者の住所・氏名等変更（犬の譲渡、所有者の転居等）の場合は、届出をしてください。

○ペットショップ等は、犬や猫にマイクロチップを装着することが義務付けられています。飼い主の方は、マイクロチップ装着済の犬・猫を迎えてから30日以内に、飼い主情報の変更登録をオンライン等で行ってください。

●「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトを検索

・問い合わせは（公社）日本獣医師会へ
☎03-6384-5320

国民健康保険

お問い合わせは 住民課 医療年金係まで ☎33-2116

カウンターNo.③

◆国民健康保険

国民健康保険は病気やけがをしたときに、加入者の皆さんがお金を出し合って助け合う制度です。

○国民健康保険の手続きについて（届け出は14日以内にしてください）

こんなときには届け出を		持参するもの
加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	他の健康保険の資格喪失証明書
	家族の健康保険の被扶養者でなくなったとき	他の健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	出生届
脱退するとき	他の健康保険に加入したとき	国保と他の健康保険被保険者証等
	家族の健康保険の被扶養者になったとき	国保と他の健康保険被保険者証等
	生活保護を受けたとき	国保の保険証等、保護開始決定通知書
	死亡したとき	国保の保険証等、高齢受給者証（該当者のみ）
その他	住所、世帯主、氏名が変わったとき	国保の保険証等、高齢受給者証（該当者のみ）
	修学のためお子さんが他の市町村に転出するとき	国保の保険証等、在学証明書・学生証のいずれか

○各種給付（申請により支給されます）

給付の種類	内 容	持参するもの
療養費支給申請書	やむをえない理由で、医療機関等に国保の保険証等を提出できず10割負担した場合や、コルセット等の補装具代を支払ったときは、書類を添えて役場で申請すると、払戻しがあります。	・領収書 ・国保の保険証等 ・診療報酬明細書（該当者のみ） ・医師の意見書（該当者のみ） ・世帯主の預金通帳
高額療養費	医療機関等に支払った金額が自己負担限度額を超えたとき、超えた金額が払い戻されます。高額療養費に該当する場合には、高額療養費支給申請書を送付します。	・送付した申請書 ・世帯主の預金通帳 ・マイナンバーを確認できるもの
出産育児一時金	国保に加入されている方が出産されたときに、医療機関への直接支払制度により50万円を出産費用として給付します。出産費用が50万円を下回った場合は、申請により世帯主に差額が支給されます。	・国保の保険証等 ・分娩費用明細書（領収書） ・世帯主の預金通帳
葬 祭 費	国保に加入されている方が亡くなられた場合、喪主の方に5万円が支給されます。	・国保の保険証等 ・喪主の預金通帳

※「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。必要な場合は窓口で申請してください。なお、マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）で受診する場合は、限度額適用認定証を提示する必要はありません。

○特定健康診査・特定保健指導

国民健康保険に加入されている方及び社会保険の被扶養者（40歳から74歳まで）に対し、生活習慣病に着目した健康診査を実施します。

受診結果により、健康の保持に努める必要がある方に、特定保健指導を実施いたします。

◆国民年金

国民年金は、原則的に20歳以上60歳未満で日本国内に住所のあるすべての方が加入し、老齢、障害、死亡等の事由で年金を支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

◆加入資格の種類

第1号被保険者	自営業・農林漁業者とその配偶者、会社員などに扶養されていない配偶者、勤務先で厚生年金などに加入していない方、学生、フリーター、家事手伝いなど、20歳から60歳未満の方。役場での手続きとなります。
第2号被保険者	会社員や公務員（厚生年金や共済組合の被保険者）など就職時から70歳未満の方。勤務先での手続きとなります。
第3号被保険者	会社員や公務員（厚生年金や共済組合の被保険者）などに扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方。勤務先での手続きとなります。
任意加入者	日本国内に住所のある60歳以上70歳未満の方。 海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人。 被用者年金（厚生年金など）の老齢（退職）年金の受給権者で60歳未満の方。 ※それぞれ加入要件があります

○こんなときは届け出を

退職したとき	資格喪失証明書または離職票
配偶者の扶養になったとき （結婚したときや収入が減ったとき）	配偶者の勤務先で手続きしますので、そちらでお尋ねください。
配偶者の扶養から外れたとき （離婚したときや収入が増えたとき）	資格喪失証明書等、扶養から外れた年月日がわかる書類
任意で加入・脱退をするとき	年金番号がわかるもの

◆年金の種類

種類	内 容
老 齢 基 礎 年 金	●保険料を10年以上（免除期間を含む）納めた人が65歳になったときから受け取ることができます。 ※60歳から受け取りも可能ですが、請求する年齢（年・月）に応じて減額されます。 ●年額 831,700円 （S31.4.2以降生まれの方） 829,300円 （S31.4.1以前生まれの方） ※ただし、40年間保険料を納めた場合
障 害 基 礎 年 金	●国民年金加入中または20歳前のけがや病気で障害者になったときに受け取ることができます。 ●1級障害者 1,039,625円 （S31.4.2以降生まれの方） 1,036,625円 （S31.4.1以前生まれの方） ●2級障害者 831,700円 （S31.4.2以降生まれの方） 829,300円 （S31.4.1以前生まれの方） ※生計を共にする子がいる場合は子の加算があります。
遺 族 基 礎 年 金	●国民年金の加入者が亡くなったとき、亡くなった人によって生計を維持していた妻（生計を共にする子がいる場合）または子が受け取ることができます。 ●子のある妻 831,700円 （S31.4.2以降生まれの方） 829,300円 （S31.4.1以前生まれの方） ●子の加算 年額 239,300円 ※子が2人以上いる場合、人数により更に加算されます。 ※子とは、18歳到達年度の末までの子、または20歳未満で障害がある子のことです。
寡 年 婦 金	●老齢基礎年金を受ける資格のある夫（婚姻期間が10年以上）が亡くなったとき、夫によって生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の3/4が受けられます。
死 亡 一 時 金	●保険料を3年以上納めている人が年金を受けないで死亡したとき、死亡者と生計を同じくしていた遺族が受けられます。 ●支給額 120,000～320,000円

※上記の金額は、改定される場合があります。

詳細は日本年金機構のホームページ

（<https://www.nenkin.go.jp>）をご覧ください。

○国民年金保険料の納付と免除

(強制・任意加入者)

- ◆保険料 月額 17,510円(令和7年度)
※口座振替または納付書による一年・半年前納、
口座振替早割制度などによる割引制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。
付加保険料…手続きが必要、月額400円加算

◆納付方法

口座振替納付…手続きは役場、年金事務所
または全国の金融機関
納付書納付…全国の金融機関・コンビニエンス
ストアなど

○納付が困難なとき

保険料免除・学生納付特例の手続きをしてください。

未納のままにしておくと年金支給額が減るばかりでなく、老齢・障害・遺族年金等が受給できなくなることがあります。

◆免除申請

随時受付しています。
※申請手続きは、毎年必要です。

◆承認期間…申請時より翌年度6月まで

(納付期限後2年間を過ぎていないものは申請
できます。)
※学生特例については年度末まで

◆持参するもの

マイナンバー又は基礎年金番号のわかるもの
(場合によっては離職票、雇用保険受給者証及び
所得証明書が必要となります。)
※学生特例については在学証明書の原本または、
学生証の写しが必要です。

免除を受けた期間は年金を受けるための資格期間
(一部免除は納付された場合に限り)となりますが、
年金支給額は全額免除の場合通常の2分の1
(※4分の3免除の場合8分の5、半額免除の場合
4分の3、4分の1免除の場合8分の7(いずれも
納付された場合に限り)、若年者猶予・学生特例
の場合支給額には反映されない)になります。
免除された期間の保険料は、過去10年以内に限り
一定額を加算して納められます。追納すると年金
額は通常の計算方法に戻ります。

妊産婦医療費

お問い合わせは 住民課医療年金係まで

☎33-2116 カウンターNo.③

◆妊産婦医療費の助成

妊娠4か月となる月の初日から出産の翌月の
末日までにかかる医療費が原則無料となります。

○受給資格の登録

母子健康手帳の交付を受けたら、保険証を添えて
役場に「妊産婦医療費受給資格登録申請書」を提出
し、「妊産婦医療費受給資格者証」の交付を受けて
ください。

○助成方法

◆県内の医療機関等

健康保険証と『妊産婦医療費受給資格者証』を
医療機関の窓口で提示し、受診してください。保
険診療分については、原則窓口での支払いはありません。

◆県外の医療機関等

県外の医療機関等で受診された場合は、窓口で
一部負担金を支払い、「妊産婦医療費助成申請書」
に医療機関等からの証明をもらうか又は領収書
の原本を添付して役場に申請してください(スマ
ート申請でも可能)。

また、県内の医療機関等で受給資格者証を提示
せずに受診し、一部負担金を支払った場合も同様
の申請を行ってください。一部負担をした医療費
を助成します。

◎国民健康保険組合にご加入の方につきましては、
医療機関等の窓口で一部負担金の支払いを要しま
す。お手数でも、役場への申請をお願いします。

※保険適用外(特定医療費・健診・予防接種等)に
ついては助成対象外です。

※健やか子育て医療費、重度心身障害者医療費の助
成対象の方は対象外です。また、ひとり親家庭医
療費の助成対象の方は、ひとり親家庭医療費の申
請後に残りの自己負担額を助成します。

後期高齢者医療

お問い合わせは 住民課 医療年金係まで ☎33-2116

カウンター№③

◆後期高齢者医療制度

75歳以上の方や、65歳以上で一定の障がいがある方が加入する医療制度です。福島県内のすべての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をし、市町村で保険料の徴収、窓口業務を行います。

また、保険料は後期高齢者医療の被保険者になる方一人ひとりが納めます。

○後期高齢者医療制度の手続きについて（届け出は14日以内にしてください）

こんなときには届け出を		届出に必要なもの
加入するとき	75歳になったとき	手続きは不要です。資格確認書または資格情報のお知らせを町より送付します。
	65歳以上の方で一定の障がいがあり、加入の意思があるとき	健康保険証、障がいの状態のわかる書類（年金証書（障害）・身体障害者手帳・医師の診断書等）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	県外から転入したとき	前住所地の転出証明書、負担区分等証明書
やめるとき	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証等、保護開始決定通知書
	県外へ転出するとき	被保険者証等
	死亡したとき	被保険者証等
その他	県内で住所が変わったとき	被保険者証等
	氏名が変わったとき	被保険者証等
	被保険者証をなくしたとき	身分証明書

○受けられる給付

こんなとき	必要なもの
・病気やケガで診療を受けるとき ・訪問看護サービスを受けるとき	被保険者証等（被保険者証、資格確認書、マイナ保険証のいずれかお持ちの証を病院の窓口へ提示してください。） ※自己負担割合 現役並み所得者 → 3割 一般所得者のうち → 2割 一定以上所得のある方 一般所得者 → 1割
医療費が高額になったとき	被保険者証等、預金通帳 ※一度申請すると、次回からは自動的に限度額を超えた分が、口座へ振り込まれます。
医師が必要と認めた補装具等を作成したとき	被保険者証等、医師の診断書または意見書、領収書、預金通帳
死亡したとき	被保険者証等、預金通帳（葬祭執行者及び相続人） 会葬礼状又は葬儀日程表など葬儀執行者が確認できるもの ※申請により葬祭を行った方に5万円を支給します。その他の給付がある場合は相続人の方に支給します。

○健康診査等事業

町の住民定期健康診査の日程で後期高齢者の健診を行います。日程等については、町の広報誌や個別通知によりお知らせします。

また、健診の受診結果により、必要な方には保健指導を実施します。

健やか子育て医療費

お問い合わせは 住民課医療年金係まで

☎33-2116 カウンターNo.③

◆健やか子育て医療費の助成

0歳から18歳到達後の年度末までにかかる医療費が原則無料となります。

○受給資格の登録

- ・社会保険加入者…お子様の健康保険証等と預金通帳の写しを添えて役場に「健やか子育て医療費受給資格登録申請書」を提出してください。

※申請にはお勤めの事業所からの「付加給付に係る証明」が必要です。

- ・国民健康保険加入者…国民健康保険の加入手続きをすることにより、申請の必要はありません。

○助成方法

健康保険証等と『健やか子育て医療費受給資格証』を医療機関の窓口に提示し受診してください。保険診療分については、窓口での支払いはありません。

なお、国民健康保険組合の方が、県外で受診された場合や県内で一部負担の額が21,000円を超える受診をした場合は、医療機関の窓口でお支払後、健やか子育て医療費助成申請書に医療機関からの証明をもらうか又は領収書の原本を添付して役場に申請をすれば一部負担をした医療費が助成されます（スマート申請でも可能）。

※保険適用外（特定医療費・健診・予防接種・薬の容器代等）については助成対象外です。

重度心身障害者医療費

お問い合わせは 住民課医療年金係まで

☎33-2116 カウンターNo.③

◆重度心身障害者医療費の給付

手帳交付を受けている方が病院などで診察を受けたときの医療費の自己負担分が給付されます。

【対象者】

○身体障害者手帳

- ・障害程度1級・2級
- ・障害程度3級〔心臓・じん臓・呼吸器・膀胱もしくは直腸、小腸、免疫又は肝臓機能障害を持つ方〕

○療育手帳

- ・障害程度A
- ・障害程度Bでかつ身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方

○精神障害者保健福祉手帳

- ・障害等級1級
- ・障害等級2級・3級で、かつ身体障害者手帳または療育手帳を持っている方

【手続き】

対象の手帳を受け取ったときに、健康被保険者証と通帳の写しを添えて申請してください。

障がい者福祉

お問い合わせは 健康福祉課 福祉係まで

☎33-2117 カウンターNo.④

◆障がいのある方の活動支援

○身体障害者手帳

身体に障がいのある方は、障がいの程度によって1級から6級に認定され、それぞれの手帳が交付されます。手帳の交付によって障がいに合わせた各種の福祉制度が受けられます。

○療育手帳

知的に障がいのある方に交付されます。障がいの程度により区分され、手帳の交付によってさまざまな援護制度が受けられます。障がいの程度は、A(最重度、重度)、B(中度、軽度)に区分されています。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がいをもつ方に交付されます。障がいの程度により1級から3級に区分されています。障害者手帳の交付によりさまざまな支援が受けられます。

○特別障害者手当

20歳以上の方で重度の障がいが重複しており、常時介護が必要な方に支給されます。

○障害児福祉手当

重度の障がいの状態にあるため、常時介護を必要とする20歳未満の方を養育している父母等に支給されます。

○特別児童扶養手当

身体または精神に、中度または重度障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母または父母にかわって児童を養育している人で所得が一定額未満の方に支給されます。

○自立支援医療（精神通院医療）

通院した場合、医療費の自己負担が軽減されます。

○自立支援医療（更生医療）

職業能力や生活能力の回復と増進を図ることを目的として、障がいを軽くするために行う医療費を給付しています。

○自立支援医療（育成医療）

身体障がい児に対して、障がいの軽減や除去をすることで、生活能力を得るために必要な医療費を給付しています。

○心身障害者扶養共済制度

万一のために、障がい児・障がい者が生涯にわたって一定の年金を受給して、生活の安定を図るための制度です。心身障がい児・者などの保護者及び養育者が加入者になります。

○障がい福祉サービス

身体・知的・精神障がい者（児）に対して、必要なサービスの給付を行います。

障がい者福祉

お問い合わせは 健康福祉課 福祉係まで

☎33-2117 カウンターNo.④

○補装具の給付

身体の失われた部分や、障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすいための用具を給付しています。

○日常生活用具の給付

在宅の障がい者の方が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活するための用具を給付しています。

母子福祉、ひとり親 (母子・父子家庭) 福祉

お問い合わせは

健康福祉課 福祉係

☎33-2117 カウンターNo.④

または

東白川福祉相談コーナー

☎33-2225 受付時間 9:00～17:00

※相談員が不在の場合もありますので、その際は県南保健福祉事務所 ☎0248-22-5647 までお問い合わせください。

◆児童扶養手当

以下の場合において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母又は父等に支給されます。所得制限があります。

- ・父母が離婚した場合
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が不明な児童
- ・その他

◆ひとり親家庭医療費の助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母子・父子家庭の母または父が健康保険による医療給付を受けた場合、自己負担分のうち1か月1,000円を超えた額について助成します。

◆棚倉町ひとり親家庭高等職業訓練促進事業補助金

ひとり親の方が、看護師、准看護師、介護福祉士などの資格取得等のため養成機関で修業する場合に、修学費用の一部を補助します。

《対象者》

- ①福島県の「福島県高等職業訓練促進給付金等事業」の支給決定を受けている方
- ②申請日時点で棚倉町に住民登録のある母子家庭の母又は父子家庭の父で、現に20歳未満の児童を養育している方
- ③受講終了後も棚倉町で子育てを行う予定の方

《補助金額》

年間360,000円を限度として交付します

◆棚倉町ひとり親家庭自立支援教育訓練事業補助金

ひとり親の方が、就職に役立つ講座、大型自動車免許、介護職員初任者研修や医療事務などの「指定教育訓練講座」を受講した際に、受講費用の一部を補助します。

《対象者》

- ①福島県の「福島県自立支援教育訓練給付金事業」の支給決定を受けている方
- ②申請日時点で棚倉町に住民登録のある母子家庭の母又は父子家庭の父で、現に20歳未満の児童を養育している方
- ③受講終了後も棚倉町で子育てを行う予定の方

《補助金額》

「福島県自立支援教育訓練給付金」の支給対象経費の20%に相当する額で、40,000円を上限として交付します。※詳細は福祉係にお問い合わせください

◆母子父子寡婦福祉資金の貸付け

修学資金、事業開始資金など各種資金を低利子もしくは無利子で借りられます。
(東白川福祉相談コーナー)

○ひとり親家庭支援・児童相談

母子父子家庭のさまざまな相談やこどもに関する相談をお受けします。電話による対応や家庭訪問にも応じます。(東白川福祉相談コーナー)

児童手当

カウンターNo.④

お問い合わせは

健康福祉課 福祉係まで ☎33-2117

◆児童手当

申請により、高校生年代までの児童を養育している方に支給され、原則申請の翌月分から支給されます。はじめて児童手当の請求をする場合や手当額が増額する場合は、誕生日や転出予定日の翌日から15日以内に申請が必要です。なお、公務員の方は、勤務先から支給されますので、勤務先にご確認ください。

○申請に必要なもの

・請求者の健康保険証の写し・請求者名義の預金通帳の写し・請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの・請求者の運転免許証等本人確認書類

○支給期間 高校生年代まで

(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあたる者)

○支給額

・3歳未満

第1・2子 月額15,000円

第3子以降 月額30,000円

・3歳以上高校生年代まで

第1・2子 月額10,000円

第3子以降 月額30,000円

(第3子以降とは、生まれてから22歳年度末までの期間かつ親等の経済的負担がある児童のうち、3番目以降をいいます。)

○所得制限について

受給者の所得の金額による所得制限は撤廃となりました。

○支給時期

偶数月にそれぞれの前月分までの2ヶ月分を支給します。

○その他

手当は支給月の10日に指定された口座に振り込みます。10日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日に振り込みます。手当の支払通知書は送付しませんので、通帳への記帳等により振り込みをご確認ください。

ステップアップ給付金

お問い合わせは 健康福祉課 福祉係まで

☎33-2117 カウンターNo.④

◆ステップアップ給付金

申請により、小学校、中学校及び高校等に入学する児童を養育している方に対して給付金が支給されます。通学を理由に町外にお住いの児童等も対象となります。

○申請に必要なもの

・申請書・申請者名義の預金通帳の写し・申請者の運転免許証等本人確認書類等

○支給額

・小学校等入学 3万円

・中学校等入学 5万円

・高校等入学 5万円

○申請方法等

該当になると思われる世帯に対して、5月中にご案内しますので、必要書類を添付して期限内に申請してください。町外に児童がお住いの場合は、直接お問い合わせください。

困ったときは

カウンターNo.④

お問い合わせは 健康福祉課 福祉係まで ☎33-2117

○生活保護

経済的な事情で生活や医療費の支払いなどに困ったときはご相談ください。

〔生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助〕
〔・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助〕

社会福祉

お問い合わせは

町社会福祉協議会まで ☎33-2623

(保健福祉センター内)

◆社会福祉協議会

社会福祉協議会は、だれもがしあわせに暮らせる町づくりを推進する民間の機関です。福祉に関する地域のさまざまな問題の解決と助け合いの環境づくりをめざして、事業に取り組んでいます。

○民生児童委員

町内には45名の民生児童委員がいて、それぞれの地区を担当しています。生活や健康面で困ったときはお気軽にご相談ください。

民生児童委員のうち、4名の主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域担当民生委員と一体となって活動します。

○経済支援

- ・所得の低い方の経済的自立を高めるために、低利または無利子の資金貸し付けを行っています。
- ・ひとり親家庭で経済的理由によって高校修学が困難な場合、奨学資金を3年間給付します。
- ・高額な医療費の支払いでお困りの方に対して、無利子の貸し付けを行っています。

○自動車燃料費助成事業

重度の障がいがある方に対し、自動車燃料費を助成します。

●助成額

年間15,000円

●対象者

身障手帳1・2級のうち肢体不自由、移動機能障がい、聴覚障がいがあり、自己所有の車を自ら運転する方

○心配ごと相談所

心配ごとのご相談をお受けいたします。お気軽にご相談ください。

●一般相談

- ・民生委員・・・毎月第2月曜日
午前9時から正午まで
- ・弁護士・・・毎月第3木曜日
午前10時30分から午後3時まで
予約電話受付
前日午前9時～午後5時
当日午前9時～正午まで

○ボランティアの活動支援

ボランティア活動を活発に行うため、育成と支援を行っています。

○共同募金運動

国や県で行う共同募金運動を積極的に実施しています。

○居宅介護支援事業

介護保険における要介護者が必要とする居宅サービス計画(ケアプラン)の作成と管理業務を行っています。

○棚倉町地域包括支援センター

高齢者のみなさんが安心して暮らすことができるよう、介護予防ケアマネジメント事業、権利擁護事業、総合相談・支援事業等を実施し支援しています。

○生活支援体制整備事業

①高齢者サロン

高齢者同士がお住いの地区にある集会所等に集い、たなちゃん体操などを通じてフレイル予防に励み、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、各行政区を単位としたサロンを立ち上げるお手伝いをします。

②有償ボランティア

在宅で暮らす高齢者を支援するため、住民主体のボランティアによる買い物や掃除、ゴミ出しといった生活支援を実施します。

○福祉用具無料貸出

身体に障害があり、歩行困難な方に車椅子を貸し出しています。

○火災報知器貸与事業

緊急通報装置(P.21)を設置している高齢者に対して、火災報知器が作動すると、緊急通報装置を介して、自動的に緊急通報システム運営会社に通報され、消防署に出動要請される仕組みです。

○緊急連絡カードの設置

おおむね65歳以上の一人暮らしの方(65歳以上のいる二人暮らしの方は要相談。)を対象に、かかりつけの病院、緊急連絡先、血液型、平常血圧等を記載しておくことで、緊急時に的確で迅速な処置・対応ができるよう役立てます。

税金

お問い合わせは 税務課まで ☎33-2118 カウンターNo.⑤

◆税金

○町税の種類

町税は大きく「普通税」と「目的税（料）」に分けられます。

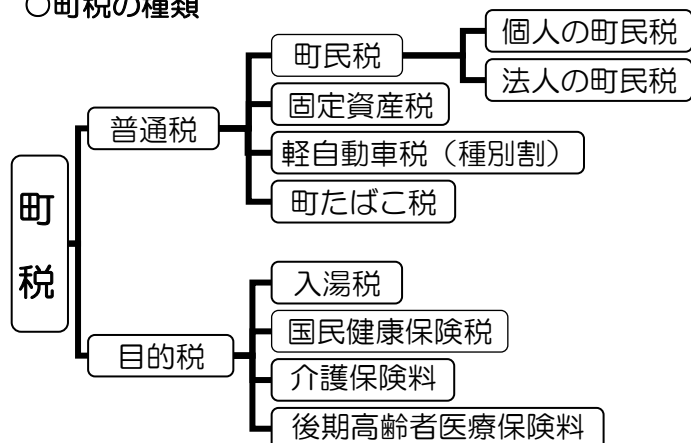
◇普通税

使いみちが限定されていない税で、町のさまざまな事業の費用となります。

◇目的税（料）

入湯税など使いみちが定められた税（料）です。

○町税の種類



○町民税

個人町民税はその年の1月1日現在の在住地において行う住民税の申告に基づき、一定額以上の所得があった場合に課税されます。町内に住んでいなくても事務所や事業所、家屋敷がある人は課税されます。

法人町民税は町内に事務所や事業所などのある法人に課税されるものです。

○軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪車、二輪の小型自動車を所有している方には軽自動車税が課税されます。取得・廃車などの変更手続きは以下の場所で行ってください。

車 種	手続き場所
原動機付自転車 （125cc以下のバイク）	税務課窓口
小型特殊自動車 （農耕用トラクター等）	
軽自動車 〔三輪・四輪（貨物・乗用）〕	軽自動車検査協会 コールセンター Tel050-3816-1838
二輪車 （125cc超～250cc以下）	いわき自動車検査登録事務所 Tel050-5540-2016
二輪の小型自動車 （250cc超～）	

※なお、軽自動車、二輪車、二輪の小型自動車については、「棚倉自家用自動車協会」（Tel0247-33-3028）でも代行手続きができます。

※4月1日より後に廃車、名義変更しても当該年度は全額を納めていただくことになります。

○固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税です。町内に固定資産をお持ちの方は、基準となる固定資産台帳の登録価格を確認することができます。縦覧の期間は原則4月1日から5月31日までです。（縦覧期間は地方税法の改正により変更になる場合がありますので広報によりお知らせします。）

○国民健康保険税

毎年4月1日を基準日として国民健康保険に加入している世帯主、または本人が加入していなくても家族の誰かが加入している場合には、その世帯主に課税されます。

保険税の納め方は、国保被保険者全員が、65歳以上75歳未満の世帯で世帯主の方の老齢基礎年金等の額が、その年の4月1日の段階で年額18万円（月額15,000円）以上である場合は、特別徴収（年金からの引き落とし）となりますが、本人からの申出により、口座振替による納付も選択できます。ただし、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方については、普通徴収（納付書による納付）となります。

また、特別徴収の対象とならない方については、普通徴収（納付書による納付）となります。

○介護保険料

毎年4月1日を基準日として、棚倉町に住所を有する65歳以上の方を、被保険者として課せられます。

保険料の納め方は、老齢基礎年金等の額が、その年の4月1日の段階で年額18万円（月額15,000円）以上である場合は、特別徴収（年金から引き落とし）となります。

また、特別徴収の対象とならない方については、普通徴収（納付書による納付）となります。

○後期高齢者医療保険料

毎年4月1日を基準日として、福島県に居住する75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上の方を被保険者として課せられます。

保険料の納め方は、老齢基礎年金等の額が、その年の4月1日の段階で年額18万円（月額15,000円）以上である場合は、特別徴収（年金から引き落とし）となりますが、本人からの申出により、口座振替による納付も選択できます。

ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方については、普通徴収（納付書による納付）となります。また、特別徴収の対象とならない方については、普通徴収（納付書による納付）となります。

納 税

カウンター№⑤

お問い合わせは 税務課 まで ☎33-2118

○税金は納期内に

税金は納期内に納めましょう。納期を過ぎて納めると法律の定めるところにより延滞金が徴収されるほか、滞納し続けた場合は、財産の差し押さえ等を受けることになります。事情により納付が遅れる場合はご相談ください。

○主な町税等の納入期限（納期）

税の種類	納入期限（各月末日）
軽自動車税	5月
固定資産税	5月、7月、9月、11月
町（県）民税	6月、8月、10月、12月
国民健康保険税	7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月
介護保険料	7月、9月、11月、1月
後期高齢者医療保険料	8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月

※納期限が土・日曜日・祝日となった場合は、翌日となります。

○スマホで納付が便利に

納付書に印字されている「eL-QR」を利用して、スマホ決済アプリやクレジットカード等で納付ができます。利用できる支払方法については「地方税お支払いサイト」をご覧ください。

※対象税目：町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

また、これまでどおりコンビニエンスストア等でも納めることができます。

なお、町税の納付を口座振替にすると納め忘れもなく便利です。申請は、振替を希望する預金通帳や通帳の印鑑を持参の上、町内各金融機関または税務課の窓口で手続きをしてください。

○税の諸証明手数料の一覧表

種 類	金 額	備 考
土地および建物に関する証明	1件 200円	1枚を1件とし、1件増すごとに50円を加えた額とする。
所得・資産・課税に関する証明	1件 200円	1枚を1件とする。
公簿・公文書または図面の閲覧および複写	1件 200円	1冊又は1枚を1件とし、1件増すごとに50円を加えた額とする。
その他の証明	1件200円	1枚を1件とする。

※申請者の本人確認ができる運転免許証、マイナンバーカードなどを持参してください。

※土地台帳・図面の閲覧以外について代理人が申請する場合は、本人が自署・押印した委任の旨を証明する委任状と代理人の印鑑が必要となります。

（委任状見本）

委 任 状	
代理人 住所	印
氏名	氏名
年 月 日	生
私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任しましたので通知します。	
1. 課税証明書	通交付を受けること。
2. 納税証明書	通交付を受けること。
3. 資産証明書	通交付を受けること。
4. 所得証明書	通交付を受けること。
5. 町県民税申告書、給与支払報告書の閲覧を受けること。	
6. 上記以外の内容（具体的に）	
棚倉町長	
年 月 日	
本 人 住所 (事業所) 氏名	印

上水道

お問い合わせは 上下水道課 まで ☎33-2119 カウンターNo.⑥

○水道を利用する方へ

水道の利用を開始する方は、使用開始申込書に必要事項を記入し、事前に上下水道課へお申し込みください。

また、引越し等で転出（居）する場合は、使用停止等申込書に必要事項を記入し、事前に上下水道課へお申し込みください。

なお上記の手続きは、スマート申請でもできます。

○水道料金の支払い

水道料金は特別な場合を除き、2か月ごと（奇数月の中旬に発行）に請求されます。

納入通知書が送られた方は、役場出納室、町内各金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたはスマホ決済でお支払いください。

口座振替を利用したい場合は、役場上下水道課または町内各金融機関の窓口に備え付けてある「口座振替依頼書」に記入押印のうえ、お申し込みください。

振替日は奇数月の27日です。（土・日・祝日にあたる日は、その翌営業日）

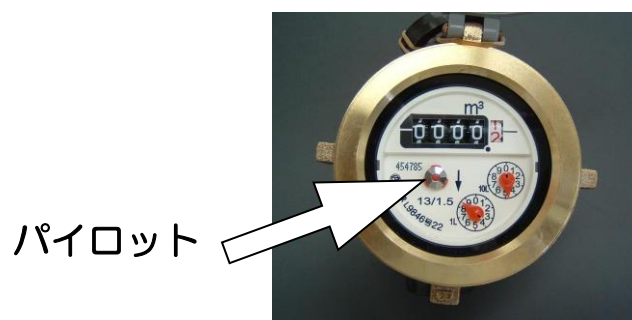
○水道を管理するにあたって

1 漏水等による水道料金、水道管やメーター器の修理費用は、使用者の個人負担となります。

2 修理は、至急町指定の給水装置工事事業者（水道工事店）にご依頼ください。

★簡単な漏水の調べ方（写真参照）

水道の蛇口を全部閉め、メーター器のパイロットが回っていれば、漏水の疑いがあります。



3 検針がスムーズにできるように、次の点についてご協力をお願いします。

- ◆メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ◆メーターボックスの中はいつもきれいにし、保温材以外は入れないでください。
- ◆犬は出入り口やメーターボックスから離してつないでください。

○水道料金の算定

1 給水料								
用 途	基本料金（2か月につき）		超過料金 1㎡につき					
	基本水量	料金						
一般用	使用水量20㎡まで	3,740円	242円					
営業用	使用水量40㎡まで	7,493.2円	242円					
臨時用	使用水量 2 ㎡まで	910.8円	455.4円					
2 メーター使用料（2か月につき）								
口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
使用料 (円)	356.4	690.8	796.4	1,174.8	1,372.8	6,512	8,509.6	11,686.4
3 水道料金計算方法								
{基本料金＋（使用水量－基本水量）×超過料金 ＋メーター使用料}＝水道料金（1円未満は切り捨て）								

【計算例】一般用で2か月の使用水量が50㎡の場合 （メーター口径13mm）

基本料金	（20㎡）	3,740円
超過料金	（50㎡-20㎡）×242円＝	7,260円
メーター使用料		356.4円
計		11,356.4円
水道料金		11,356円 （1円未満は切り捨て）

○上水道布設工事分担金について

水道管から新たに分岐して給水するときには、上水道布設工事分担金がかかります。

分担金の額は給水口径（水道メーターの大きさ）により下記のとおりとなります。

なお、給水口径を大きい口径に変更されますと、変更前との差額がかかります。

給水口径 （水道メーターの大きさ）	分担金の額
13mm	70,400円
20mm	83,600円
25mm	242,000円
30mm	352,000円
40mm	627,000円
50mm	979,000円
75mm	2,200,000円
100mm	3,905,000円
100mmを超える口径については町長が別に定める額とする	

（別途消費税及び地方消費税を含む）

下水道

カウンター№⑥

お問い合わせは 上下水道課 まで ☎33-2119

○下水道の役割

川や海、湖をきれいにします

汚れた水をきれいにし放流し、自然環境を守ります。

衛生的で美しい町を作ります

蚊やハエの発生を抑え、伝染病を予防します。

快適な水洗トイレが使えます

くみ取り便所特有の悪臭をなくし、快適な生活ができます。

○家庭の排水設備

家庭や事業所からでる汚水を速やかに公共下水道、あるいは農業集落排水施設に流すため敷地内に設けられる排水管、ますなどの私設下水道を排水設備といいます。排水設備は個人の財産となりますので個人の費用で設置・管理していただくことになります。

◇トイレの水洗化（公共下水道の場合）

下水処理区域になったら、排水設備を設けて「公共ます」につながなければなりません。また、くみ取り便所は、3年以内に水洗トイレに改造していただくことになります。

○排水設備工事のお申し込み・お問い合わせ

工事は、排水設備指定工事店にお申し込みください。

※指定工事店は町ホームページでも閲覧できます。

○助成金について

排水設備設置工事助成金

公共下水道の公共ますに新たに排水設備の接続をした場合、助成金30,000円が交付されます。

※助成対象には要件がありますので、詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

○下水道使用料について

下水道の使用を開始すると使用料を納めていただくことになります。使用料は一般的に上水道の使用量に応じて下記により算定されます。

区分	汚水量 m^3 /2か月	使用料
基本使用料	汚水量 20m^3 まで	2,772円
超過汚水量 (1m^3 あたり)	汚水量 21m^3 を超え 40m^3 まで	149.6円
	汚水量 41m^3 を超え 100m^3 まで	162.8円
	汚水量 101m^3 を超え 200m^3 まで	173.8円
	汚水量 201m^3 以上	184.8円

(消費税及び地方消費税を含む)

【計算例】2か月の汚水量が 54m^3 の場合

基本使用料 (20m^3 まで) 2,772 円
超過料金 $20\text{m}^3 \times 149.6\text{円} = 2,992\text{円}$
 $14\text{m}^3 \times 162.8\text{円} = 2,279.2\text{円}$

計 8,043.2 円
(1 円未満は合計後に切り捨て) → 8,043 円

○下水道の維持管理

使用上の注意を怠ると排水管がつまり、思わぬ費用がかかります。毎日のちょっとした思いやりで下水道を長持ちさせましょう。

- ①台所から生ゴミや廃油を流さない。
- ②洗濯は無リン洗剤で環境にやさしく。
- ③排水管の近くに木を植えない。
(根が排水管に侵入することがあります。)
- ④ますを定期的に点検する。

○浄化槽について

町では、生活排水による水質汚濁を防止するため、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽の設置を希望する方に対し、補助金を交付しています。補助対象区域は、公共下水道及び農業集落排水処理区域を除く町全域です。補助の金額については次のとおりです。

①単独浄化槽又は汲取便槽等を転換する場合

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
単独処理浄化槽撤去費用	60,000円
汲取便槽撤去費用	45,000円
配管設置費用	100,000円

②新築及び更地にした上での建替する場合

人槽区分	限度額
5人槽	166,000円
7人槽	207,000円
10人槽	274,000円

※上記の金額は、改定される場合があります。
詳細は上下水道課にお問い合わせください。

◆幼稚園

○幼稚園への入園手続き

町内には3つの町立幼稚園があります。

入園を希望される方は、各幼稚園へ直接お問い合わせください。

- 棚倉幼稚園 棚倉字宮下1 3 8 ☎33-2352
- 社川幼稚園 逆川字山梨子山7-6 ☎33-7060
- 近津幼稚園 下山本字久保田11-1 ☎33-2755

○幼稚園入園料・授業料等の無償化

「幼児教育・保育の無償化」により、入園料・授業料及び預かり保育料が無償となります。

※預かり保育料は、一定の条件を満たした場合に無償となります。

○幼稚園送迎バス使用料の無償化

町の子育て支援政策により、幼稚園送迎バスは無償で利用できます。ただし、幼稚園送迎バスは、一定の条件を満たした場合に利用できます。

◆保育園

保育園は両親が働いていたり、病人の看護や出産の予定などで、子どもを保育する人がいない家庭の場合に利用できます。町内には1か所の保育園があり、安心して安全な保育と保育ニーズに対応した業務を行っています。

○障がい児保育

健常児との集団生活が可能で、日々通園できる障がい児を保育します。

○延長保育

保護者の勤務の状況等により、保育時間を延長して保育します。（年齢要件があります。）

○保育料

入園児の父母の市町村民税課税状況及び入園児の年齢によって算出されます。

また、きょうだいがいる場合には、保育料が軽減される場合があります。

○入園要件

- ・保護者が日中家庭の内外で働いている
- ・母親が妊娠中または出産後間がない
- ・保護者が病気もしくはけが、または心身に障がいがある
- ・保護者が長期間、病人の看護をしている
- ・火災などの災害の復旧に当たっている
- ・保護者が求職活動をしている

○対象児童 生後6カ月から就学前までの児童

○申し込み 次の書類を子ども教育課へ提出してください。

- ・保育園入園申込書 ・就労証明書等
- ・給付認定申請書

保育園名	住 所	電話番号
棚倉保育園	棚倉字南町54-1	33-3367

◆小学校・中学校

○小学校への入学手続き

10月中旬に、住民基本台帳をもとにして翌年入学の対象となる幼児の保護者あてに、「就学時健康診断の実施通知書」が送付されます。健康診断は10月から11月にかけて行われますので、指定された場所で必ず受けてください。

「入学通知書」は1月末日までに送付されます。

○中学校への入学手続き

小学6年生の保護者には、中学校へ入学する年の1月末日までに、「入学通知書」が送付されます。

○就学援助費

経済的理由で就学が困難な児童生徒には、就学援助費(学用品費・学校給食費等)を支給していますので、詳細については、学校または子ども教育課までお問い合わせください。

○転入学・転出学の手続き

他の市町村から棚倉町内の学校へ転入するときは、教育委員会（子ども教育課）で「入学通知書」の交付を受け、指定された学校へ入学してください。下記の書類は指定された学校へ提出してください。また、他の市町村へ転出するときは、教育委員会に「転学届」を提出し、在学している学校から必要な書類の交付を受け、指示に従ってください。

必要書類	交 付 場 所	
	転入の場合	転出の場合
①在学証明書	前に在学した学校	現在まで在学している学校
②教科用図書 給与証明書	前に在学した学校	現在まで在学している学校

- 棚倉小学校 棚倉字北町118-1 ☎33-3144
- 社川小学校 逆川字山梨子山19 ☎33-3351
- 高野小学校 山際字仙石103 ☎35-2005
- 近津小学校 下山本字桃木田34 ☎33-2154
- 棚倉中学校 棚倉字城跡88-5 ☎33-3176

○奨学資金貸付制度

棚倉町出身の生徒または学生に対し、町では奨学資金貸付制度を設けています。

[奨学資金の額]

・貸与奨学生

(高等学校等に在学する者) 月額15,000円以内

(大学に在学等する者) 月額50,000円以内

(高等学校等に入学を予定する者) 15万円以内

(大学等に入学を予定する者) 30万円以内

○子どもサポート教室

児童・生徒・保護者のための教育相談を行なっています。不登校、いじめ、ひきこもりなど、困ったり悩んだりしたら一人で悩まず、早めにご相談ください。

☎57-8400

◆放課後児童クラブ

仕事等により昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、放課後などに遊びを主とする児童健全育成活動を行っています。

○対象児童 仕事等により昼間保護者が家庭にいない、原則小学校1年生から6年生までの児童

○開設日・場所・時間

児童クラブ名	開設日	開設場所	開設時間	
			平常日	土曜日・長期休業中
棚倉児童クラブ	4月1日 ～翌年3月31日 ※日曜日、祝日、お盆、 年末年始、その他指 定する日はお休み です。	棚倉小学校 児童クラブ室	授業終了後 ～午後6時	午前7時30分 ～午後6時
社川児童クラブ		社川小学校体育館 ミーティングルーム		
近津児童クラブ		近津小学校 図工室		

○利用料（児童1名につき月額）

利用区分	月額利用料	備考
平常日利用	3,000円	※同じ月において、利用区 分が重複する場合は、そ れぞれ加算した金額にな ります。
土曜日利用	1,000円	
夏休み利用	2,000円	
冬休み利用	1,000円	
春休み利用	1,000円	

子どもセンター

お問い合わせは 子どもセンターまで ☎57-5310

- 施設の目的 次世代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、健全な遊び場を提供し、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的としています。
- 利用対象者 町内に居住または就学している子ども及びその保護者。子育て支援を行う者及び団体。
※小学生未満の利用については、保護者同伴とします。
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日から1月3日
- 利用時間 午前9時から午後5時まで
- 自由来館 ワイワイひろば（プレイルーム）・ラビット図書室で遊ぶことができます。
- 各種講座 キッズクラブ、親子ふれあい教室、すくすくルーム（子育て講座）、おはなしルーム
チャレンジ教室、森の学校などの講座を実施

◆ファミリーサポートセンター事業

仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを行うとともに、地域で子育てを応援するため、ファミリーサポートセンター事業を実施し、また会員を募集しています。

○会員になるには

★お願い会員（子育てを手助けしてほしい方）

町内にお住まいか勤務していて、生後6か月から小学校6年生までの子どもを持つ方

★預かり会員（子育てをお手伝いしたい方）

町内にお住まいで、心身共に健康で子育てに熱意のある20歳以上の方

★両方会員 預かり会員とお願い会員の両方を兼ねる方

○援助できる内容

保育施設や学校までの子どもの送迎、保育施設や学校の放課後の子どもの預かり、
保護者の病気や急用などでの子どもの預かり

○利用料

後日、町に申請していただき、お願い会員の利用料を1/2助成します。

月曜日から金曜日（午前7時から午後7時まで）	1時間 600円
月曜日から金曜日（午前7時前、午後7時以降）	1時間 700円
土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）	1時間 700円

※兄弟で預ける場合は、2人目から半額となります。

※食事（ミルク）・おむつ等は、お願い会員が用意します。

○お問い合わせ・申し込み ファミリーサポートセンター（子どもセンター内）

介護保険（保健福祉センター）

お問い合わせは 健康福祉課 高齢者係まで ☎33-7801

◇介護保険サービスを利用するときは、下記の手続きが必要になります。

1. 介護保険認定申請

本人又は家族が、保健福祉センターに申請します。申請ができない場合には、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうことができます。

●申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証（65歳以上の方）
- ・主治医の氏名・病院名・住所などがわかるもの
- ・加入している医療保険の被保険者証（40歳～64歳の方）

2. 認定調査

町の職員または委託された事業者が、自宅や施設を訪問し、本人や家族に本人の心身の状態などをうかがいます。

3. 審査判定

認定調査の結果と、主治医意見書の内容をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成されている介護認定審査会にて審査、判定を行います。

4. 介護認定

町は、審査会の結果に基づいて、その結果を記載した通知書と介護保険被保険者証を申請者に送付します。要支援1・2と判定された方は介護予防サービスを、要介護1から5までと認定された方は介護サービスを受けることができます。

ただし、要介護者に該当しないとなったときは介護保険のサービスは利用できません。

◇介護サービスの費用

介護サービスは、費用の原則1割（一定以上所得者は2割または3割）を負担することで自由に選んで受けられます。

●在宅サービスの利用者負担額

在宅で受けるサービスについては、要介護度ごとに支給限度額が設けられていて、この範囲を超えてサービスを利用したいときは、超えた分は全額利用者の負担となります。

●施設サービスの利用者負担額

施設で受けるサービスについては、費用の原則1割（一定以上所得者は2割または3割）のほかに、食事費、居住費又は滞在費などの全額を負担することになります。

●介護保険施設利用時の食費と居住費

介護保険施設に入所している時や、ショートステイ利用時にかかる食費と居住費又は滞在費について、町民税世帯非課税の方は、一定の負担限度額が設定され、それ以上は保険で給付されます。事前に申請が必要になりますので、該当すると思われる方は介護保険担当窓口申請してください。

●費用が高額になったとき

受けている介護サービスの1か月の利用者負担の合計額が、基準を超えたときは、申請をすれば超えた分について払い戻しが受けられます。（高額介護サービス費の支給）

◇更新申請

継続して介護サービスを利用したい場合には、認定結果の有効期限が過ぎる前に町から更新手続きの通知をいたしますので、保健福祉センターで更新の申請を行ってください。

有効期限は、介護保険被保険者証に記載されていますので、ご確認ください。

在宅福祉サービス（保健福祉センター）

お問い合わせは 健康福祉課 高齢者係まで ☎33-7801

町では、高齢者の方にさまざまな在宅福祉サービスを実施しています。

○配食サービス事業

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者であって、調理が困難な方へ、弁当（昼食）を配達し、あわせて安否の確認、健康状態の把握などのサービスを行っています。

○家族介護用品支給事業（おむつ券等支給）

要介護（2～5）の認定を受けた高齢者を在宅で介護している家族の方に対し、紙おむつ等の排泄介助に関連する介護用品のクーポン券を支給し、家族の経済的負担を軽減します。

○寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者であって、寝具類の衛生管理が困難な方に対し、サービスを行っています。

○軽度生活援助事業

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者等であって、日常生活の援助を必要としている方に対し、援助員を派遣して軽易な生活援助、家事援助を行っています。

○車いす同乗軽自動車の貸出し

自力で歩行が困難な高齢者や重度の身体障がい者の方が外出する場合には、無償で貸出しています。

○緊急通報体制等整備事業

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、身体障害者等に対し24時間体制で急病や災害時に、迅速かつ適切な対応が図られるよう緊急通報装置を貸与しています。

○認知症高齢者等支援推進事業

おおむね65歳以上の認知症などで徘徊するおそれのある在宅の高齢者に、高齢者の情報を事前に登録した高齢者見守り標識（QRコードシール）により、徘徊があった場合に、迅速かつ適切な対応が図られるよう高齢者見守り標識（QRコードシール）の交付を行っています。

○高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

自宅における転倒等により要介護（要支援）状態になることを予防し、自立した在宅生活を送れるよう、1棟につき1回限り住宅改修費用の一部を助成します。

○棚倉町生活援助支援事業（たなちゃんお助け隊）

要支援（1～2）、要介護（1～2）の認定を受けている方で、65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、ボランティアを派遣して軽易な生活援助、家事援助を行います。

介護予防事業・日常生活支援総合事業（保健福祉センター）

お問い合わせは 健康福祉課 高齢者係まで ☎33-7801

介護予防とは、高齢者になるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにする取り組みです。介護予防は生涯を通じて自立した暮らしを支えていくことを目指します。

○筋力向上トレーニング教室

専用のマシンを用いた運動と、ボールを使った体操を行い、筋力、筋持久力、柔軟性を高めていきます。

○いきいきくらぶ

一人暮らしの高齢者等で、家に閉じこもりがちな方、または介護予防事業の対象者に対し、日常生活訓練や趣味活動、入浴の提供を行い、要介護状態になることを予防しています。

○音楽療法教室

音楽療法を通して、脳の活性化を図ります。心の元気を取り戻し、生活にゆとりを持たせます。

○シニア体力づくり教室

ストレッチや筋力アップのための運動を行い、体力づくりを行います。

○水中運動教室

プールを利用し、低負荷で行える水中ウォーキングや水中での体操を行います。

○高齢者サロン

地域の集会所で閉じこもり予防、介護予防のための介護予防講座、健康講話を継続的に実施しています。

○認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識を持ち認知症の理解推進、普及啓発のためサポーター養成講座を事務所や学校など対象に実施しています。

○家族介護教室

介護方法や介護知識・技術の習得、及び介護サービス等の適正な利用方法の支援の場を設け、また介護者相互の交流を図り、在宅介護の支援及び介護者の元気回復を目指します。

○たなちゃん体操（介護予防体操）

たなちゃん体操サポーターが地域に出向き、体操の指導を実施しています。実施している地区については、お問い合わせください。

健康・母子（保健福祉センター）

お問い合わせは 健康福祉課 健康づくり係 まで ☎33-7801

町では、育児や健康に関する様々な支援活動を実施しています。お気軽にご利用ください。

◆健康

○健康診査及び各種検診

- ◇特定健康診査（40～74歳）
- ◇後期高齢者健康診査（75歳以上）
- ◇県民健康診査（19～39歳までの健診の機会がない方）
- ◇がん検診
 - 胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん・子宮頸がん
- ◇結核検診
- ◇骨粗しょう症検診
- ◇肝炎ウイルス検査
- ◇頸動脈超音波検診（保健指導対象者へ実施）

○健康相談・健康教室

心身の健康に関する個別相談に応じ、生活習慣病予防、健康増進のための健康教室を行っています。

○訪問指導

保健師・栄養士が家庭訪問をし、必要な保健指導や栄養指導を行っています。

◆予防接種事業

様々な病気にかからないよう、予防接種法に基づく予防接種事業を行っています。

○任意予防接種への助成

子どものおたふくかぜやインフルエンザ等の予防接種に対し、費用の助成を行っています。

※お子さんの予防接種の予診票は、保健福祉センターにて配布しています。

（母子健康手帳をご持参ください。）

◆献血事業

広く町民の皆様方に献血事業の状況や、安全性の高い血液の安定確保を目的として献血バスを運行し、企業・事業所のご協力により、献血運動を展開しています。

保健福祉センターでは、健康づくりや疾病予防、食生活に関する相談等を常時行っております。お気軽にご相談ください。

◆母子

○母子健康手帳の交付

妊娠された方は、医師に出産予定日を確認のうえ、「母子健康手帳」の交付を受けてください。母子健康手帳は、お子さんの健康状態や予防接種の状況を記録し、生涯にわたって活用できるものです。

○妊婦のための支援給付金

妊娠届時より妊婦さんや子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるように、切れ目のない相談支援と合わせて、妊娠時の給付（妊婦一人当たり5万円）と、出生時の給付（お子さん一人あたり5万円）を行います。

○妊産婦健康診査・新生児聴覚検査費用の助成

経済的不安の軽減、母子の心身の健康と安心して出産を迎えられる環境づくりのため、妊産婦が医療機関で受ける妊婦健診、産後健診、新生児聴覚検査費用を助成します。

妊産婦の健康相談も随時行っています。

○産後ケア事業

産後のお母さんやお子さんのために、助産院等において宿泊、日帰り又は訪問で母子のケアや授乳指導、育児相談等を行っています。事前にご相談ください。

○すこやか赤ちゃん応援給付金の支給

赤ちゃんの出生をお祝いし、すこやかな成長を支援することを目的に、新生児一人あたりにつき10万円を支給します。

○生後1か月児健康診査費用の助成

お子さんの生後1か月健診の費用を助成します（上限6,000円）。申請手続は必要ありません（福島県外の医療機関で健診を受けた場合を除く）。

○乳児家庭全戸訪問

生後2か月ごろ、保健師・助産師が家庭訪問し、乳児の発育状況の確認、育児・予防接種についての相談や助言指導を行います。

○乳幼児健康診査

乳幼児の疾病の早期発見、助言指導を行っています。

- ・3～5か月児健康診査
- ・9～11か月児健康診査
- ・1歳6～9か月児健康診査
- ・3歳4～7か月児健康診査

○ブックスタート事業

絵本を介し、赤ちゃんと保護者が心ふれあうひとときを持つきっかけとして、9～11か月児健康診査で読み聞かせと絵本のプレゼントを行います。

○幼児歯科クリニック

う歯予防のため、1歳児から6か月ごとに全6回、フッ化物塗布、歯科指導、栄養指導を行います。

子育て世代包括支援センター（保健福祉センター内）

お問い合わせは 子育て世代包括支援センターまで ☎33-7801

妊娠・出産から子育て期の育児の悩みや、サービス利用等の相談ができます。

妊娠中の方、0才から就学前のお子さんを子育て中の方（ご家族）なら、どなたでも無料で相談でき、保健師・助産師等の専門スタッフが担当します。

◆サポート内容

○はぐくみプランの作成

妊娠届出（母子健康手帳交付）時に、妊婦さんお一人おひとりの状況を踏まえて、妊娠から出産・子育てにおけるプランと一緒に考えます。

○妊婦訪問

安心して出産・育児ができるように、保健師・助産師がご家庭にお伺いし、不安や悩みをお伺いします。訪問時には「新生児用オムツ」をプレゼントします。

○妊産婦相談支援事業

妊娠中や出産後の健康や育児に関する様々な不安や悩みの解消と、保護者同士の交流・育児に関する情報交換の場として、保健師、助産師等によるサロン・子育て講座等を行います。

○子育て支援アプリ『たなちゃん すくすくナビ』

妊娠から出産、子育てまで、地域とつながる子育て支援アプリを提供しています。利用料金は無料で、予防接種時期の計算や管理、お子さんの成長記録や思い出を家族と共有することもできます。

スポーツ施設

お問い合わせは 町総合体育館 まで
☎33-3160

◆総合体育館

〔開館時間〕 午前9時から午後9時まで

〔休館日〕 毎週月曜日
(祝日の場合はその翌日)
12月29日から1月3日まで

〔施設内容〕

- ・主競技場
バレーボール4面、バスケットボール2面
バドミントン8面、テニス2面、フットサル2面
- ・柔剣道場
剣道2面
- ・卓球場
卓球台8台
- ・トレーニング室
ウェイトトレーニング各種

〔使用料金〕 1時間当たり

使用区分 使用施設	一般 (片面使用の場合)	高校生以下 (片面使用の場合)	照明使用料 (片面点灯の場合)
主競技場	210 円	110 円	1,050 円
柔剣道場	110 円	60 円	160 円
卓球場	110 円	60 円	90 円
トレーニング室	60 円	50 円	60 円

◆運動広場

使用時間および休館日は総合体育館と同じです。

〔施設内容〕

- ・棚倉運動広場…野球1面、サッカー1面、
(夜間照明有り) ソフトボール2面
- ・社川運動広場…野球1面、ソフトボール1面
- ・金沢内運動広場…野球1面、ソフトボール1面
- ・近津運動広場…ソフトボール1面

〔使用料金〕 夜間照明のみ有料 1時間当たり

	4/8 基点灯	5/8 基点灯	全基点灯
棚倉運動広場照明	1,050 円	1,310 円	2,100 円

◆利用の申し込み

総合体育館、運動広場の申し込みは、総合体育館に用意してある使用許可申請書に記入のうえ、使用料金を添えて申し込んでください。

また、17時以降に施設を使用したい場合は**使用日の5日前まで**に申請をしてください。

図書館

お問い合わせは 町立図書館 まで ☎33-4342

◆図書室の利用

〔開館時間〕

午前9時から午後7時まで

〔休館日〕

- ・月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)
- ・12月29日から1月3日まで

〔貸出期間〕

14 日以内

ただし雑誌、DVD等は7 日以内となります。

〔貸出数〕

- ・一人5 冊以内(内、雑誌は2 冊以内)
- ・DVD等は一人1 点となります。

〔返却〕

- ・サービスカウンターに返却してください。
- ・休館日や閉館時間には「返却ポスト」へ返却してください。

※貸し出しにあたっては、「利用者カード」が必要になります。初めての方は、カウンターで登録手続きをして下さい。

◆会議室等の利用

〔利用時間及び利用日〕

午前9時から午後9時まで

(12月29日から1月3日を除く)

〔申込方法〕

「施設利用申請書」を郵送または直接図書館へ提出してください。申請書はホームページ掲載のもの、または図書館備え付けのものをご利用ください。

〔受付期間〕

利用日の6 か月前から4 日前まで

月曜日は受付できません。

郵送の際は、余裕を持って郵送ください。

〔使用料金〕 1時間当たり

使用区分 使用施設	昼 間 (9 時～17 時)	夜 間 (17 時～21 時)
会議室1	300 円	350 円
会議室2	300 円	350 円
多目的ホール1	630 円	740 円
多目的ホール2	630 円	740 円
多目的ホール3	630 円	740 円
多目的ホール4	580 円	680 円

- ・使用時間が1 時間に満たない場合は、1 時間の料金となります。
- ・会議室1 と2、多目的ホール1～3 は仕切りを外して合わせて使用できます。合わせて使用する場合にはそれぞれ2 室、3 室分の料金となります。
- ・使用時間は必ず、準備から利用、片づけ(掃除)を含んだ時間として申請してください。

詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

町立図書館は、一般財団法人棚倉町活性化・観光物産協会が指定管理者として運営しています。

文化センター（倉美館）

お問い合わせは 生涯学習課まで ☎33-9610

※ホール工事のため、6月より11月初旬まで大ホールの貸し出しはできません。

○施設

◇倉美館

ホール ワンスロープタイプ 606席
舞 台 奥行10m 高さ10m 間口16.4m
楽 屋 4室

◇宇宙館

プラネタリウム 92席

◇文化館

リハーサル室兼展示室
第1会議室
第2会議室
陶芸室
アトリエ
和室
調理実習室

◇駐車場

154台収容（内大型3台）

○使用方法

◇受付時間

午前9時から午後5時まで（休館は除く）

◇申込方法

使用申請者が直接文化センターへ来館し、所定の使用許可申請用紙により申し込んでください。

◇受付期間

使用日の6か月前から10日前までです。使用希望日の受付日が、休館日の場合はその翌日から受け付けます。

◇使用内容の確認および使用時間

使用の申し込みにあたっては、催し物の具体的な内容についてお伺いしますので、その内容がよくわかる方がおいでください。

使用時間は、搬入、準備から搬出、後片付け等に要する時間を含みますので、十分考慮して使用時間をお決めください。

また、引き続き5日を超える使用はできません。

◇休館日

毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日から翌年1月3日まで。但し、臨時に開館あるいは休館することがあります。

◇開館時間

午前9時から午後10時まで
※夜間利用のない日は午後5時までとなります。

○各室使用料

（単位：円）

	昼間 (9時～17時) 1時間あたり	夜間 (17時～22時) 1時間あたり	全日 (9時～22時)
ホー ル	4,900	5,840	68,400
ホール(2分の1使用)	3,700	4,400	51,600
ホール(舞台のみ)	2,450	2,920	34,200
第 1 楽 屋	550	650	7,650
第 2 楽 屋	330	400	4,640
第 3 楽 屋	330	400	4,640
第 4 楽 屋	330	400	4,640
リハーサル室兼展示室	1,100	1,300	15,300
第 1 会 議 室	550	650	7,650
第 2 会 議 室	550	650	7,650
和 室	1,100	1,300	15,300
陶 芸 室	550	650	7,650
ア ト リ エ	550	650	7,650
調 理 実 習 室	550	650	7,650
プラネタリウム (視聴覚利用)	2,200	2,600	30,600
ガ レ リ ア	1,700	2,000	23,600
ホワイエ(ホール利用を伴わない場合)	1,700	2,000	23,600

※備品を使用する場合は、別途使用料がかかります。

※冷暖房を使用する場合は、別途使用料がかかります。

※入場料を徴収する場合、営業行為、時間外使用については、別途特別使用料がかかります。

八槻家住宅

お問い合わせは 生涯学習課まで ☎33-0111

◆八槻家住宅の利用

[使用時間]

午前9時から午後5時まで

※使用時間には、搬入、準備、搬出及び後片付けなどに要する時間を含みますのでご注意ください。

※使用時間は1時間単位です。

[休館日]

12月29日から1月3日まで

ただし臨時に開館、休館することがあります。

[申込方法]

生涯学習課（町文化センター内）で、所定の「使用許可申請書」によりお申し込みください。

[受付期間]

使用日の6か月前から10日前まで

※受付は月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前9時から午後4時までをお願いします。

[使用料金]

施設名	1時間あたりの使用料
書院棟	1,100円
附属施設	550円

[その他]

県指定文化財である書院棟等の保護及び保全に努めてください。

◆八槻家住宅の観覧

[観覧時間]

午前9時から午後5時まで

※受付は午前9時から午後4時までをお願いします。

[休館日]

12月29日から1月3日まで

ただし臨時に開館、休館することがあります。

[観覧料]

区分	観覧料の額（1人につき）
小・中学生	100円
高校生	200円
大人	300円

棚倉町茶室

お問い合わせは 生涯学習課まで ☎33-0111

◆棚倉町茶室の利用

[使用時間]

午前9時から午後5時まで

※使用時間には、搬入、準備、搬出及び後片付けなどに要する時間を含みますのでご注意ください。

※使用時間は1時間単位です。

[休館日]

毎週月曜日、12月29日から1月3日まで

ただし臨時に開館、休館することがあります。

[申込方法]

生涯学習課（町文化センター内）で、所定の「使用許可申請書」によりお申し込みください。

[受付期間]

使用日の6か月前から10日前まで

※受付は月曜日から金曜日（祝日を除く）までの午前9時から午後4時までをお願いします。

[使用料金]

施設名	1時間あたりの使用料
茶席	530円
休憩棟	530円

※茶席または休憩棟のご利用には給湯施設の使用を含みます。

[その他]

町指定文化財である茶室等の保護及び保全に努めてください。

道 路

お問い合わせは 整備課 整備維持係まで ☎33-2114

○町道占用許可

道路に水道管や排水管などの埋設物や、電柱などを設け、継続して道路を使用する場合は、整備課に「道路占用許可申請書」を提出してください。

○道路についての相談

路肩が壊れている、穴があいているなど、道路が破損決壊しているときや樹木などが倒れて通行の障害になったとき、また道路排水の不備などに対する相談は、整備課までご連絡ください。

公園・住宅・屋外広告物

お問い合わせは 整備課 都市計画係まで ☎33-2114

◆都市公園

町内には現在、13か所の都市公園が設置されています。

亀ヶ城公園、城跡多目的広場、新町児童公園、根子屋川なかよし公園、時の鐘ポケットパーク、城跡ポケットパーク、仁公儀ニュータウン内公園4か所、背戸山ニュータウン内公園2か所、日向前ニュータウン内公園

○公園使用許可申請

都市公園内での行商、興行、競技会等の行為をしようとする方、又は都市公園内に工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園内を占用しようとする方は、整備課に「行為許可申請書」あるいは「公園占用許可申請書」を提出し、許可を受けてください。

○都市公園の管理

公園内の遊具や施設等について、お気づきの点がありましたら整備課までご連絡ください。

◆町営住宅

毎月発行している「広報たなぐら」に空き住宅の募集事項を掲載しています。

主な入居基準は次のとおりです。

- ・住宅に困窮している方
- ・町内に住所、または勤務場所があり、地方税を滞納していない方
- ・町が定めた収入条件の基準内にある方
- ・暴力団員である場合は、入居並びに同居とも認められません。

◆建築確認申請

家を建てるときは都市計画法や建築基準法によって、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの制限を受けます。そのため建物の新築や増築の場合は、整備課に「建築確認申請書」あるいは「建築工事届」を提出してください。

○建物の用途の制限

都市計画区域内では、適切な住環境の保護などを図るために、建物の用途や形態を制限している用途地域があります。町の用途地域には第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の区別があり、建物を建てる場合にはそれぞれの条件に従わなければなりません。

(単位：%)

区分	用途地域	容積率／建ぺい率
住居系	第一種中高層住居専用地域	150／50
	第一種住居地域	200／60
商業系	近隣商業地域	200／80
	商業地域	400／80
工業系	準工業地域	200／60

○建物と道路

建築基準法では建物（建物や塀、擁壁など）を建築する場合には、その敷地に接する道路の幅員が4m以上で、かつ敷地に2m以上接しなければなりません。

ただし、幅員4m未満の道路であっても、建築基準法第42条第2項のみなし道路に指定されている道路もありますので、整備課までお問い合わせください。

◆屋外広告物

広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする方は、整備課に「屋外広告物許可申請書」を提出し、許可を受けてください。

なお、目的や用途によっては「適用除外」となる場合もありますので、詳細については整備課にお問い合わせください。

議 会

お問い合わせは 議会事務局まで ☎33-7882

◆町議会

町議会議員が、町の運営や町民生活全般に関わる予算や条例などを審議し、決定する場です。

○通年議会（令和2年1月1日から導入）

- ・会 期 1月1日から当年の12月31日まで
- ・定例会 3月 第2水曜日
6月 第2水曜日
9月 第2火曜日
12月 第2水曜日

※「定例会」とは、定例会を開く日のことです。

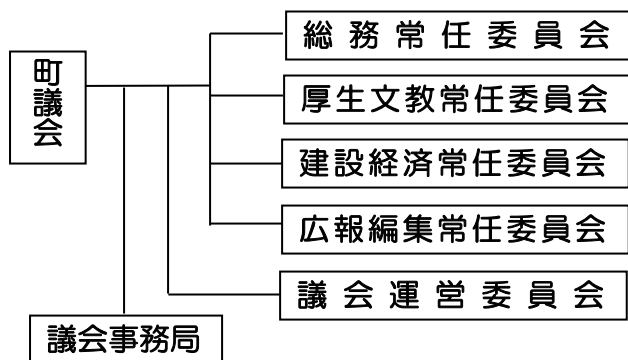
正式日程は議会運営委員会で協議されます。

・会議の運営

一般質問は、定例会会議期間中に行います。その他の会議については、必要がある場合、速やかに開催します。

○議員・議会のしくみ

町議会は町民の代表として選ばれた議員によって、次のように組織されています。



○議会の傍聴

本会議の様子を直接傍聴し、どのような方針や考え方で町政が行われているのかを知ることができます。傍聴をする場合は、傍聴人カードに必要事項を記入するだけで、どなたでも傍聴することができます。ただし、団体で傍聴される場合は、事前に議会事務局までご連絡ください。

○議会だより

広報編集常任委員会では、年4回の定例会を中心とした議会活動の様子を知っていただくために、『議会だより』を発行しています。

『議会だより』は、町のホームページからも見ることができます。

○会議録

定例会会議等における会議録は、町立図書館において閲覧できます。また、ホームページから閲覧することができます。

選 挙

お問い合わせは

選挙管理委員会まで ☎33-2111

選挙は、わたしたちが政治に参加するための一番身近で大切な手段です。しかし選挙については、知っているようで知らない事柄は結構あるものです。再確認して選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、積極的に参加しましょう。

○選挙権

平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

これにより日本国民は、満18歳になると国会議員の選挙権が与えられます。知事、市町村長、県や市町村の議会議員の選挙権は、満18歳であることのほか、その県や市町村に3か月以上住んでいることが必要です。

選挙権は日本の国民に平等に与えられていますが、罪を犯した人などには、一定の期間選挙権が停止されることがあります。

○選挙人名簿

選挙人であることを、選挙のときに確認するための名簿です。この名簿に登録されていないと選挙権があっても、選挙のときに投票できません。

○投票

投票日前に投票所を記載した投票所入場券が届けられます。入場券と選挙人名簿を照合して選挙人であるかどうか確認します。

入場券を忘れたり、紛失してしまったときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。

○期日前投票

投票日の投票時間内に仕事や旅行、出産予定などの用事で投票所に行けない場合は、前もって町役場で期日前投票ができます。

○不在者投票

投票日までの期間、病院等に入院して投票所に行けない場合は、病院等の施設において不在者投票ができます。また、重度身体障害者（両下肢の障害の程度が2級以上、または要介護5の方など）の方は自宅において、郵便等による不在者投票をすることができます。

（※事前に登録が必要です。）

商工業

お問い合わせは

産業振興課 商工係まで ☎33-2113

◇棚倉町商工業者経営合理化資金保証融資制度

町内の中小企業者を対象に、経営合理化に必要な資金を融資しています。申し込みは、計画段階から町商工会および取扱金融機関に相談のうえ、申請してください。

○取扱金融機関：東邦銀行棚倉支店
福島銀行棚倉支店
大東銀行棚倉支店
白河信用金庫棚倉支店

◇起業・創業支援事業

町内において、起業・創業をする方に対して、その起業・創業に向けた施設改修や備品購入等に係る経費の一部を補助します。

雇 用

お問い合わせは

産業振興課 商工係まで ☎33-2113

◇棚倉町無料職業紹介所

町では、雇用情勢の改善と地域経済の活性化及び町内定住化を推進するため、求人・求職の紹介・あっせんを行う無料職業紹介所を開設しています。

○求人・求職の申込方法

棚倉町無料職業紹介所(町役場)において、求人・求職の申込用紙に必要事項を記入し、当紹介所に登録してもらいます。

○求人・求職の申込範囲

求人：棚倉町及び求職者が通勤できる近隣市町村の事業所
求職：棚倉町民及び棚倉町に移住を予定している方

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分

交 通

お問い合わせは

産業振興課 商工係まで ☎33-2113

◇タクシー・バス利用料金助成事業

高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域で自立して生活が送れるようタクシー及びバス料金の一部を助成します。通院や買い物等にご利用ください。

○助成内容

助成券1枚当たり300円※年間120枚上限

○対象者(次のいずれかに該当する方)

- ①65歳以上(4月1日時点)で、運転免許の資格を有しない方
- ②65歳以上(4月1日時点)で、小型特殊自動車免許のみ有している方
- ③重度心身障がい者の方
- ④要介護認定を受けている方で、要介護4または要介護5の方

農 業

お問い合わせは 産業振興課まで ☎33-2113

農業委員会まで ☎33-7883

〔 下記のような場合には農業委員会または知事等の許可が必要です 〕

◇農地の取得

耕作目的で所有権・賃借権・使用貸借による権利などを取得する場合。

なお、新規就農・農地の適正利用を推進するため、令和5年4月から50a以上の下限面積要件が廃止されました。

◇農地の転用

農地を農地以外の目的(住宅敷地や資材置場、駐車場など)に利用したい場合。なお、許可なく無断で転用した場合には、工事などを中止し、元の農地に復元させられることがあります。

◇農地の相続

農地を相続した場合は、農業委員会に届出が必要です。令和6年4月から相続登記が義務化されました。不動産を相続したらお早めに登記申請をお願いします。

〔 農業者年金に加入し、老後の生活の安定を図りましょう 〕

◇農業者年金

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事し、60歳未満の方なら誰でも加入できます。
確定拠出型年金で、80歳までの保証がついた終身年金です。全額が社会保険料控除(所得税・住民税の控除)になります。

●各種事業

農業の振興と農地の流動化を目的としたさまざまな資金制度や助成事業がありますので、お問い合わせください。

●就農相談を受け付けています

農業に興味のある方、新規就農を考えている方は、お気軽にご相談ください。

就農までの準備や就農にかかる補助制度、農地の確保など、JAや県と一緒にお手伝いします。

結婚支援

お問い合わせは
地域創生課 企画調整係まで ☎33-2112

◇結婚新生活支援補助金事業

少子化対策の一環として、次の条件の全てを満たす新婚世帯の居住に係る費用を補助しています。

○補助対象世帯の条件

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・直近の夫婦の所得を合算した世帯所得が500万円未満の世帯
- ・補助申請日に棚倉町内に居住している世帯
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ・過去にこの補助を受けたことがない世帯
- ・町税等の滞納がない世帯
- ・婚姻時の夫婦の双方又は一方の年齢が45歳未満である世帯

○補助対象経費 住居費（リフォーム費用含む）、引越費用

○補助金額 住居費（リフォーム費用含む）と引越費用を合算した額（上限30万円）

○手続き 地域創生課に用意してある「棚倉町結婚新生活支援補助金交付申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。申請書はホームページからもダウンロードできます。

◇結婚紹介者報奨金

町内への定住促進を図るため、将来とも末長く棚倉町に居住する見込みの方に結婚相手を紹介し、婚姻が成立した場合、紹介者に対して報奨金を交付しています。

○支給の条件

- ・紹介により結婚された方のいずれかが、町内に住所を有し、婚姻届を受理された時点で年齢が満30歳以上であること
- ・婚姻後は棚倉町に住所を有し、定住する見込みであること

○報奨金の額 一組あたり3万円

○手続き

報奨金の支給を受けようとする紹介者は、結婚された方の婚姻届が受理された日から起算して6ヶ月以内に、地域創生課に用意してある「結婚紹介者報奨金支給申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。申請書はホームページからもダウンロードできます。

空き家

お問い合わせは
地域創生課 企画調整係まで ☎33-2112

◇空き家等情報活用制度（空き家バンク）

町民の交流人口拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、町内に存する空き家等の登録及び空き家等利用希望者に対して情報提供を行っています。

◇定住促進空き家取得補助金事業

空き家の利用促進と本町への移住を推進するため、空き家を取得し、自ら居住しようとする県外からの移住者に対して取得費用の一部を補助しています。

○補助対象者

- ・福島県外から移住し、取得した住宅に自ら居住されている方

○補助の条件

- ・取得する空き家は建築基準法等の関係法令に適合している空き家であること
- ・昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を事業完了日までに実施していること
- ・戸建住宅の延べ面積が住生活基本計画において定める一般型誘導居住面積水準以上あること
- ・取得した空き家にその年度内に定住し、その翌年度から3年以上取得した空き家に定住する意志があること
- ・町税を滞納していないこと

○補助金額

移住者が定住するために取得した空き家の取得に係る経費（土地取得や外構に係る経費等は除く）の2分の1の額（上限50万円）

◇空き家改修等支援金事業

空き家を活用した移住・定住・交流人口の増加を促進するため、空き家の改修等に対して補助金を交付しています。

○補助対象者

- ・福島県外から棚倉町内に移住される方
- ・東日本大震災や原子力災害で被災・避難されている方

○補助の条件

- ・自ら居住するために、購入又は賃借した町内の空き家であること等

○補助金額

補助対象者が行う空き家の改修にかかる経費等で、経費の2分の1の額（上限50万円）

*上記以外にも、補助の条件や補助金額の種別がいくつかありますので、詳しくはお問合わせください。

大学生等通学支援

お問い合わせは
地域創生課 企画調整係まで ☎33-2112

◇大学生等通学支援助成事業

定住促進、地域公共交通利用促進及び子育て支援の一環として、次の条件の全てを満たす大学生等※の通学に定期券に係る費用を助成しています。

※大学生等：大学院、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る）及び高等専門学校に在学する18歳以上30歳未満の者

○補助対象の条件

- ・棚倉町の住民基本台帳に記録され、かつ、実際に生活の拠点があること
- ・通学定期券を購入し通学する大学生等であること
- ・公共交通機関の利用区間における運行距離が片道概ね40km以上であること
- ・町税等の滞納がない世帯

○補助対象経費 通学定期券購入金額

○補助金額 購入金額の2分1（月上限1万円）

○手続き 地域創生課に用意してある「棚倉町大学生等通学支援助成金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。申請書はホームページからもダウンロードできます。

○必要書類 通学定期券の購入金額を証明する書類（領収書、通学定期券等）

地元就業支援

お問い合わせは
産業振興課 商工係まで ☎33-2113

◇棚倉町奨学金返還支援事業補助金

本町の未来を担う若者の定住促進及び地元就業を促進するため、町内に定住して就業し、奨学金を返還している方を対象として、奨学金返還のための補助をしています。

○補助対象者（下記の要件をすべて満たす方）

- ・大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けた者
- ・大学等を卒業した満30歳未満の者
- ・正規雇用にて就業し、継続して勤務している者
- ・町内に住所を有し、継続して5年以上居住する意思があり、地元就業（町内及びしらかわ地域定住自立圏域内、石川郡内に所在する事業所等）している者
- ・町税及び奨学金返還を滞納していない者

○補助金額等 補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金（各年度18万円を上限）

○補助対象期間 最初の補助金交付を受けてから5年間

○手続き 申請期間（6月1日～10月31日）に「棚倉町奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。

*詳しくはお問い合わせください。

住宅取得等支援

お問い合わせは
地域創生課 企画調整係まで ☎33-2112

◇たな暮らし住宅取得等支援事業

転入促進及び転出の抑制を目的に、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、町内に新たに住宅を取得した若者世帯や子育て世帯の方や多世代での同居・近居を目的に増改築した子育て世代の方に対して取得費用等の一部を助成しています。

○補助対象者

- ・取得：新築住宅や中古住宅を取得した夫婦いずれかが45歳未満の婚姻世帯又は18歳以下の子を有する子育て世帯
- ・増改築等：18歳以下の子を有する子育て世帯

○補助の条件

- ・棚倉町に10年以上定住する意思があること
- ・取得した住宅は、令和6年1月2日以降に所有権の保存又は移転がされた住宅であること
- ・増改築、リフォームした住宅は、令和7年4月1日以降に、福島県多世代同居・近居推進事業の交付決定を受けていること
- ・町税等を滞納していないこと

○補助金額

基本額：5～30万円

加算額：（上限30万円）

- ・18歳以下の子を養育しているしている場合 子1人につき10万円
- ・取得した住宅が福島県多世代同居・近居推進事業の交付決定を受けている場合 10万円
- ・棚倉町空き家バンクに登録された住宅を取得した場合 10万円
- ・増改築、リフォームに浄化槽整備が伴っている場合 10万円

*対象となる住宅取得者については、固定資産税納入通知書と併せて通知します。（令和7年1月2日以降に所有権を登記された方は、令和8年度に通知されます。）

*増改築やリフォームされた方は補助の条件や補助金額の種別がありますので、詳しくはお問い合わせください。

観 光

お問い合わせは 地域創生課 歴史観光係まで ☎33-2112

棚倉城跡（亀ヶ城公園）

寛永2年（1625年）に築城を始め、以後、慶応4年（1868年）に戊辰戦争で落城するまでの約240年、8家16代の城主交代があり、お堀に住む大亀が水面に浮かぶと決まってお殿様が転封されたということから、別名「亀ヶ城」ともいわれています。春にはたくさんの桜やツツジが咲き、秋にはもみじがお堀に映えます。また、樹齢約640年の大ケヤキは、棚倉町のシンボルです。平成31年2月に国史跡に指定されました。

赤館城跡（赤館公園）

町北部標高345mの丘陵地にあり、棚倉城が築城されるまでは丘陵に館が築かれ、この地を治めてきました。町並みが一望でき、約200本の桜のほか、季節ごとにさまざまな花を楽しめます。

立ち寄り湯（日帰り温泉）

ルネサンス棚倉 ☎33-4111

【泉質】弱アルカリ性単純泉

【効能】疲労回復、神経痛、関節痛、冷え性など

【利用時間】正午から午後10時 月曜定休日
（最終受付午後9時）

【入浴料】町民 500円／町民以外 600円

山本不動尊

大同2年（807年）、弘法大師が東北行脚の途中に護摩壇を築き、八溝山系に住む悪鬼を調伏祈願したのが山本不動の始まりです。春に「シャクナゲ（4月中～下旬頃）」「山桜」「岩つつじ」などが咲き、秋には紅葉が見事です。

山本キャンプ場

バンガロー（5室）とテントサイトがあります。バーベキューも楽しめます。

【開園】4月から3月（1月～2月は閉園）

【申込】☎33-2445（山本不動尊内管理事務所）

【設備】トイレ、シャワー、炊事場、Wi-Fi（一部）

バンガロー（定員4名 3室）

1泊1室 5,000円 日帰り1室 2,500円

バンガロー（定員6名 2室）

1泊1室 7,500円 日帰り1室 3,750円

テントサイト

1泊 テント1張り 800円

大人 400円 / 子供 200円

日帰り テント1張り 400円

大人 200円 / 子供 100円

シャワー 3分 100円

※バンガローに寝具はありません。寝袋などをご用意ください。

※1泊、16:00～翌日 10:00

※日帰り、10:00～16:00

※子供とは、満3歳から小学生まで。

※詳しくは、町のホームページをご覧ください。

●主な桜の名所（4月上旬から中旬頃）

名 称	おすすめポイント
棚 倉 城 跡	ソメイヨシノやしだれ桜がお堀を囲むようにして咲き誇ります。
花 園 し だ れ 桜	田園風景を背に脇の池に映る「逆さ桜」が見られます。（推定樹齢160年以上）
赤 館 公 園	約200本の桜が咲きます。
希 望 の 桜	明治時代に一里塚の目印として植えられました。（推定樹齢150年以上）
馬場都々古別神社	白色の桜が多く咲きます。
常 隆 寺	参道や境内と美しい桜の調和が見事です。
蓮 家 寺	境内で、色の異なる桜（白、桜色）が見られます。
蓮 生 寺	滝のように流れるしだれ桜です。
伊 野 地 蔵	墓地の菩提樹として植えられたと伝えられています。（推定樹齢310年以上）

●主な紅葉の名所（10月下旬から11月中旬頃）

八 溝 山	車で山頂まで登れます。久慈川の源流に紅葉が映えます。
山 本 不 動 尊	境内や参道、溪流沿いの紅葉は格別です。
棚 倉 城 跡	土塁のもみじがお堀に映え、美しい景色を堪能できます。
八槻都々古別神社	イチヨウの葉がじゅうたんのように敷き詰められ、美しい色彩の世界が広がります。

町の文化財

◆指定文化財

お問い合わせは 教育委員会 生涯学習課まで ☎33-0111

(令和7年4月現在)

種別	種 類	指定年月日	名 称	所在地
国	史 跡	平26.3.18	流廃寺跡	流字東山
	史 跡	平31.2.26	棚倉城跡	棚倉字城跡
	重 文(工)	昭25.8.29	長覆輪太刀 1口	棚倉字馬場
	重 文(工)	昭25.8.29	長覆輪太刀 1口	〃
	重 文(工)	昭34.6.27	赤絲威鎧残闕 1括	〃
	重 文(工)	昭36.2.27	銅 鉢 4口	八槻字大宮
	重 無 民 文	平16.2.6	都々古別神社の御田植	〃
	重 文(建)	平26.12.10	都々古別神社 本殿	棚倉字馬場
	重 美(工)	昭18.10.1	銅 鐘 1口	棚倉字新町
	重 美(彫)	昭19.7.6	木造十一面観音立像 1軀	八槻字大宮
県	重 文(書)	昭30.2.4	聖護院道興短冊 1幅	〃
	天 然 記 念 物	昭30.2.4	二柱神社のスギ	寺山字守崎
	重 文(工)	昭30.2.4	銅製釣灯籠 2基	八槻字大宮
	天 然 記 念 物	昭51.5.4	棚倉城跡の大ケヤキ	棚倉字城跡
	重 文(書)	昭53.4.7	八槻文書 242点	八槻字大宮
	重 有 民 文	昭54.3.2	八槻都々古別神社の古面 17口	〃
	重 無 民 文(芸)	昭54.3.23	八槻都々古別神社の神楽	〃
	重 文(工)	昭57.3.30	八槻都々古別神社御正体	〃
	重 文(工)	昭57.3.30	馬場都々古別神社御正体	棚倉字馬場
	重 無 民 文	昭63.3.22	お榊明神の榊送り行事	大字福井、大字玉野、大字一色、浅川町大字蓼輪
	重 文(工)	平8.3.23	銅 鉢 1口	八槻字大宮
	重 文(工)	平15.3.25	鉾 形 祭 具 3本	棚倉字馬場
	重 文(考古)	平15.3.25	流廃寺跡出土金銀象嵌鉄剣 1口	棚倉字中居野
	重 文(書)	平17.4.15	都々古別神社文書等 22点	棚倉字馬場
	重 文(典籍)	平20.4.4	大般若経 600帖	八槻字大宮
	重 文(建)	平25.4.5	八槻家住宅 旧主屋及び書院棟・表門・脇門 4棟	〃
	重 文(建)	令1.10.15	八槻都々古別神社本殿・隨身門 2棟	〃
町	天 然 記 念 物	昭54.5.30	希望の桜	逆川字向原
	天 然 記 念 物	昭54.5.30	花園の高野槇	花園字大明神
	有形文化財(建造物)	昭55.5.31	蓮家寺山門	棚倉字新町
	無 形 文 化 財	昭61.10.20	お榊明神遷座の行事	大字福井、大字玉野、大字一色
	有形文化財(建造物)	平18.3.24	阿部正備茶室	棚倉字城跡
	有形文化財(彫)	平19.4.2	銅造十一面観音菩薩坐像	八槻字大宮
	有形文化財(彫)	平19.4.2	銅造観音菩薩立像	八槻字大宮
	有形文化財(彫)	平19.4.2	銅造地藏菩薩立像	棚倉字古町
	有形文化財(彫)	平19.4.2	木造大黒天立像	棚倉字馬場

※国指定：8件 ※重美：2件 ※県指定：17件 ※町指定：9件

◆緑の文化財

お問い合わせは 産業振興課まで ☎33-2113

(令和7年4月現在)

名 称	所 在 地	所 有 者・管 理 者	樹 齢
秋 葉 神 社 の ケ ヤ キ	棚倉字北町	秋 葉 神 社	約 270年
愛 宕 神 社 の ヤ マ ナ シ	瀬ヶ野字仲ノ町	瀬 ケ 野 区	約 220年
希 望 の サ ク ラ	逆川字向原	棚 倉 町	約 140年
棚 倉 城 跡 の 大 ケ ヤ キ	棚倉字城跡	〃	約 620年
堤 の し だ れ ザ ク ラ	堤字羽黒東	羽 黒 神 社	約 170年
二 柱 神 社 の ス ギ	寺山字守崎	二 柱 神 社	約1,020年
花 園 の 高 野 マ キ	花園字沢目	花 園 区	約 520年
蓮 家 寺 の 大 ケ ヤ キ	棚倉字新町	蓮 家 寺	約 370年

各課等電話番号

市外局番 0247

総務課・選挙管理委員会	33-2111
地域創生課	33-2112
産業振興課・棚倉町無料職業紹介所	33-2113
整備課	33-2114
住民課	33-2116
健康福祉課（福祉関係）	33-2117
健康福祉課（保健・介護保険関係）	33-7801
税務課	33-2118
上下水道課	33-2119
出納室	33-7885
教育委員会・子ども教育課	33-7881
生涯学習課	33-0111
議会事務局	33-7882
農業委員会	33-7883
文化センター	33-9610
総合体育館	33-3160
保健福祉センター	33-7801
子育て世代包括支援センター	33-7801
子どもセンター	57-5310
学校給食センター	33-3438
図書館	33-4342
一般財団法人棚倉町活性化・観光物産協会	33-7886
夜間・土・日・祝日	33-2111
役場本庁 F A X	33-3715

広報誌

広報たなぐら

毎月 1 日発行

- 行政区加入者は区長配布(回覧板)で配付しております。
- 役場、公共施設、町内スーパー等で配布しています。
- 町ホームページにも掲載しています。
- 電子書籍【福島イーブックス】でも順次公開しています。

■ お問い合わせは地域創生課まで ☎33-2112